

第 19 回模擬国連会議関西大会事務局プライバシーポリシー

第 19 回模擬国連会議関西大会事務局（以下、「事務局」という。）は、その主催する活動におけるプライバシー情報の取扱いについて、以下のとおりプライバシーポリシー（以下、「本ポリシー」といいます。）を定める。

第 1 条（プライバシー情報）

プライバシー情報のうち「個人情報」とは、個人情報保護法にいう「個人情報」を指すものとし、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先その他の記述等により特定の個人を識別できる情報を指す。

第 2 条（プライバシー情報の収集方法）

事務局は、大会参加者が参加申し込みを行う際、事務局の主催する活動に対し協賛するものが個人協賛を行う際あるいは事務局が必要と判断した際に氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を収集する。

第 3 条（個人情報を収集・利用する目的）

当社が個人情報を収集・利用する目的は、以下のとおりである。

- (1) 参加者あるいは協賛者あるいは事務局が必要と認めた者（以下、「参加者等」という）に対し、その身柄の確認あるいは本人の確認を行うため
- (2) 参加者等に対し、お知らせや連絡をするため
- (3) 参加者等に対し、参加費・協賛金その他契約に基づき金員を請求するため
- (4) 上記の利用目的に付随する目的

第 4 条（個人情報の第三者提供）

事務局は、次に掲げる場合を除き、参加者等の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 予め次の事項を告知あるいは公表をしている場合

利用目的に第三者への提供を含むこと

第三者に提供されるデータの項目

第三者への提供の手段または方法

本人の求めに応じて個人情報の第三者への提供を停止すること

前項の定めにかかわらず、次に掲げる場合は第三者には該当しないものとします。

(6) 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合

(7) 事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

(8) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき

第5条（個人情報の開示）

当社は、本人から個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを開示する。ただし、開示することにより次項のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を不開示とし、その旨を遅滞なく通知する。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) その他法令に違反することとなる場合

2 前項の定めにかかわらず、履歴情報および特性情報などの個人情報以外の情報については、原則として開示いたしません。

第6条（個人情報の訂正および削除）

参加者等は、事務教区の保有する自己の個人情報が誤った情報である場合には、事務局に対して個人情報の訂正または削除を請求することができる。

2 事務局は、参加者等から前項の請求を受け、その請求に応じる必要があると判断した場合には、遅滞なく、当該個人情報の訂正または削除を行い、これを通知する。

第7条（個人情報の利用停止等）

事務局は、本人から、自らの個人情報が、利用目的の範囲を超えて取り扱われているという理由、または不正の手段により取得されたものであるという理由により、その利用の停止または消去（以下、「利用停止等」といいます。）を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、個人情報の利用停止等を行い、その旨本人に通知する。

2 前項の規定は、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとれる場合に当該措置をとることを妨げない。

第8条（分離条項）

いかなる管轄の法律の下で、本ポリシーのいずれかの条項が違法、無効又は矯正不可能とされたとしても、他の管轄の法律の下ではその適法性、有効性又は強制可能性に何らの影響をも及ぼさず、また他の条項の適法性、有効性又は強制可能性に何らの影響も及ぼさない。

第9条（裁判管轄）

本ポリシーに関連して甲乙間に生じる一切の紛争は京都地方裁判所を第一審専属的管轄裁判所とする。